第明三治十二種十五郵年便三物月認三可十一日

平成２１年（フ）第１４０９号
東京都東久留米市下里１丁目４番３―305号
債務者　中里ミサヲ
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４４２号
東京都日野市日野本町２丁目20番地の９桃井ビル201
債務者　上原　欣子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４４６号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地１―８―203
債務者　甲田　政一
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４４７号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地１―８―203
債務者　甲田美知子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３４８号
広島県福山市明王台５丁目６番13号
債務者　村田　　修
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後３時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３２５５号
横浜市泉区中田北３丁目36番４号
債務者　小林　洋介
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４４１号
広島県福山市沖野上町３丁目10番27号、住民票上の住所広島県福山市明治町７番３号
債務者　岡　さよ子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午前10時25分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４４２号
広島県福山市沖野上町３丁目10番27号
債務者　藤井　矢八
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午前10時25分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１３８０号
東京都国立市谷保6259番地
債務者　島田　　章
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８７７号
東京都国分寺市本多２丁目１番15号篠原ビルⅡ202
債務者　佐伯　将佑
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３２０号
広島県福山市手城町４丁目９番45号コーポラス手城103、前住所広島県福山市手城町４丁目16番６号
債務者　森本　輝忠
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後１時15分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２５３号
石川県河北郡津幡町字庄ニ10番地５
破産者　有限会社中嶋運送
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第１６９１号
福岡市博多区住吉４丁目25番21―501号、旧住所福岡市中央区清川３丁目14番７―403号
破産者　株式会社光プロジェクト
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０９４号
福岡市中央区大手門２丁目２番11号
破産者　ロワール株式会社
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４３号
沖縄県那覇市字天久895番地
破産者　有限会社フォレスタ
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成１９年（フ）第２１６４号
宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川317番地
破産者　丸中金華山汽船株式会社
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係